

令和元年度 公文書開示状況（12月決定分） 東京都固定資産評価審査委員会

様式2-2

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					一部開示	非開示	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
1	R1.11.18	R1.12.2	東京高等裁判所公文書不開示処分取消等請求控訴事件（口頭弁論終結日平成26年10月23日）に係る上告状兼上告受理申立書、上告提起通知書、上告受理申立て通知書、上告理由書、上告受理申立て理由書及び記録到着通知書	35	1				1										(7条2号) 当該事項（事件番号等）は、公にすることにより、訴訟事件が特定され、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となり、その結果、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため 当該事項（原告名等）は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができること又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるため	東京都固定資産評価審査委員会
2	R1.11.18	R1.12.2	上告及び上告受理申立てについて（26東固評委第37号）	9	1				1	1	1		1					(7条2号) 当該事項（当該事件に係る事件番号等）は、公にすることにより、訴訟事件が特定され、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となり、その結果、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため 当該事項（当該事件に係る原告名等）は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができること又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるため (7条3号) 当該事項（別件の訴訟に係る原告名）は、公にすることにより、裁判で争っている事実が明らかになるなど、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (7条4号) 特定の個人の印影は、公にすることにより印影が偽造されるなど、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため (7条6号) 税務調査等において収集したこれらの情報（別件の訴訟に係る原告名）は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため	東京都固定資産評価審査委員会	
3	R1.11.18	R1.12.2	東京高等裁判所公文書不開示処分取消等請求控訴事件の判決（口頭弁論終結日平成26年10月23日）以降、東京都が上告及び上告受理申立てを決定するに至った経緯がわかる議事録及び報告書				1											当該公文書は作成及び取得しておらず、存在しない。	東京都固定資産評価審査委員会	
4	R1.11.23	R1.12.9	東京高等裁判所固定資産評価審査決定取消請求控訴事件（口頭弁論終結日平成25年1月29日）に係る以下の文書 (1)東京都が上告受理申立人となる文書 上告受理申立書、上申書、上告受理申立理由書、上告受理申立て通知書、記録到着通知書、最高裁判所の決定正本、返還書・受領書 (2)原告が上告人兼上告受理申立人となる文書 上告提起通知書、上告受理申立て通知書、上告状兼上告受理申立書、記録到着通知書、最高裁判所の決定正本	40	1				1	1	1		1					(7条2号) 当該事項（引用している判決の事件番号）は、公にすることにより、訴訟事件が特定され、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となり、その結果、訴訟当事者が個人である場合、個人に関する情報で特定の個人を識別することができること又は個人の所有する財産情報及び他の情報と照合することにより当該情報が特定されることから、これらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため (7条3号) 当該事項（当該事件に係る事件番号、引用している判決の事件番号等）は、公にすることにより、訴訟事件が特定され、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となり、その結果、訴訟当事者が法人である場合、法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため 当該事項（当該事件に係る原告名等）は、法人の所有する他の情報と照合することにより財産情報が特定されることから、これらを公にすることにより、法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため (7条4号) 特定の個人の印影は、公にすることにより印影が偽造されるなど、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため (7条6号) 当該事項（当該事件に係る事件番号、引用している判決の事件番号等）は、公にすることにより、訴訟事件が特定され、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となり、その結果、東京都に対して納税義務がある場合、納税者の税務情報が明らかになり、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため 税務調査等において収集したこれらの情報（委員会決定価格等）は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため	東京都固定資産評価審査委員会	

令和元年度 公文書開示状況（12月決定分） 東京都固定資産評価審査委員会

様式2-2

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					一部開示	非開示	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
5	R1. 12. 11	R1. 12. 20	東京高等裁判所固定資産評価審査決定取消請求控訴事件（口頭弁論終結日 平成25年1月29日）に係る控訴理由書	57	1														（7条3号） 当該事項（事件番号等）は、公にすることにより、訴訟事件が特定され、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となり、その結果、法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため 当該事項（原告名等）は、法人の所有する他の情報と照合することにより財産情報が特定されることから、これらを公にすることにより、法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため （7条4号） 特定の個人の印影は、公にすることにより印影が偽造されるなど、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため （7条6号） 当該事項（事件番号等）は、公にすることにより、訴訟事件が特定され、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となり、その結果、法人の財務情報が明らかになり、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため 税務調査等において収集したこれらの情報（現況床面積等）は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため	東京都固定資産評価審査委員会
6	R1. 12. 14	R1. 12. 27	東京地方裁判所損害賠償請求事件の判決正本（口頭弁論終結日 平成29年1月13日）	26	1														（7条2号） 当該事項（当該事件に係る事件番号、別件の訴訟に係る事件番号等）は、公にすることにより、訴訟事件が特定され、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となり、その結果、訴訟当事者が個人である場合、個人に関する情報で特定の個人を識別することができること又は個人の所有する財産情報及び他の情報と照合することにより当該情報が特定されることから、これらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため 当該事項（原告名等）は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができること又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できると認められるため （7条3号） 当該事項（別件の訴訟に係る事件番号等）は、公にすることにより、訴訟事件が特定され、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となり、その結果、訴訟当事者が法人である場合、法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため 当該事項（別件の訴訟に係る家屋が所在する区・建築年）は、法人の所有する他の情報と照合することにより財産情報が特定されることから、これらを公にすることにより、法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため （7条6号） 当該事項（別件の訴訟に係る事件番号等）は、公にすることにより、訴訟事件が特定され、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となり、その結果、納税者の財務情報が明らかになり、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため 税務調査等において収集したこれらの情報（別件の訴訟に係る家屋が所在する区・建築年）は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため	東京都固定資産評価審査委員会
7	R1. 12. 14	R1. 12. 27	東京地方裁判所損害賠償請求事件（口頭弁論終結日 平成29年1月13日）に係る東京高等裁判所の判決正本・最高裁判所の判決正本及び決定正本・その他裁決の文書				1												当該公文書は当委員会では作成及び取得しておらず、存在しない。	東京都固定資産評価審査委員会

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	存在 存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
8	R1. 12. 14	R1. 12. 27	東京高等裁判所公文書不開示処分取消等請求控訴事件（口頭弁論終結日 平成26年10月23日）の判決文書に従って文書を開示したことにより ①租税の賦課もしくは徴収に係る事務に関し、正確な事案の把握が困難になったこと、また争訟に関する事務に関し、東京都の当事者としての地位が不当に害されたこと。 ②別件訴訟の原告である法人又は別件訴訟原告の訴訟代理人である弁護士との競争上又は事業運営上の地位が損なわれたこと。③公にすることにより個人の権利利益を害したこと。④別件訴訟の原告である法人又は別件訴訟原告の訴訟代理人である弁護士の印影が明らかになったことにより、犯罪に利用されるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼしたこと。以上①～④に関する具体的な事例の資料（報告書含む）及び①～④の事例への東京都の対応に関する資料の全て。無い場合は、同種の訴訟によって開示したことにより発生した①～④に関する具体的な事例の資料（報告書含む）及び①～④の事例への東京都の対応に関する資料の全て				1											当該公文書は当委員会では作成及び取得しておらず、存在しない。	東京都固定資産評価審査委員会
9	R1. 11. 23	R1. 12. 27	東京地方裁判所固定資産評価審査決定取消請求事件（口頭弁論終結日 平成23年8月3日）に係る原告準備書面（3）及び東京高等裁判所固定資産評価審査決定取消請求控訴事件（口頭弁論終結日 平成25年1月29日）に係る甲33号証・甲34号証	53	1				1	1	1		1					（7条2号） 当該事項（意見書を作成した大学教授の氏名等）は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができること又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることと認められるため 当該事項（引用している判決の事件番号）は、公にすることにより、訴訟事件が特定され、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となり、その結果、訴訟当事者が個人である場合、個人に関する情報で特定の個人を識別することができること又は個人の所有する財産情報及び他の情報と照合することにより当該情報が特定されることから、これらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため （7条3号） 当該事項（当該事件に係る事件番号、引用している判決の事件番号等）は、公にすることにより、訴訟事件が特定され、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となり、その結果、訴訟当事者が法人である場合、法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため 当該事項（原告名等）は、法人の所有する他の情報と照合することにより財産情報が特定されることから、これらを公にすることにより、法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため 当該事項（高層ビル一覧中の建物名称・階層層・竣工年月）は、高層ビルの名称が竣工年月順に表示されていることから、これらを公にすることにより、当該家屋の建築年が特定され、法人の所有する他の情報と照合することにより財産情報が特定されることから、法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため （7条4号） 特定の個人の印影は、公にすることにより印影が偽造されるなど、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため （7条6号） 当該事項（当該事件に係る事件番号、引用している判決の事件番号等）は、公にすることにより、訴訟事件が特定され、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となり、その結果、東京都に対して納税義務がある場合、納税者の税務情報が明らかになり、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため 東京都に対して納税義務がある場合、税務調査等において収集したこれらの情報（当該事件に係る登録価格、引用している判決の登録価格等）は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため 訴訟で得たこれらの情報（高層ビル一覧中の建物名称・階層層・竣工年月）は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため	東京都固定資産評価審査委員会